

長 井 市

建築物耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月策定
平成 26 年 12 月改定
令和 3 年 3 月改定



長 井 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 目 的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	2
1 想定される地震の規模、被害状況	2
(1) 山形県における地震の規模、被害状況	2
(2) 長井市の被害想定	3
2 耐震化の現状と課題	4
(1) 住 宅	4
(2) 公共建築物	6
3 耐震化率の目標	7
(1) 住 宅	7
(2) 公共建築物	8
第3章 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策	10
1 基本的な取組方針	10
2 耐震化の促進を図るための支援策	10
3 改修実施への環境整備	11
4 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策	11
(1) 家具等の転倒防止	11
(2) ブロック塀の倒壊防止	11
5 地震時の通行を確保する道路	11
6 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	12
(1) 地震ハザードマップの作成	12
(2) 相談体制整備・情報提供の充実	12
(3) パンフレット作成・講習会開催	12
(4) 自治会等との連携	13
7 その他関連施策の推進	13
(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働	13
(2) その他	13
巻末資料	14
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	15
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	22
3 特定建築物・公共施設・緊急輸送路位置図	30
4 長井市地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）	31
5 長井市地震ハザードマップ（地域の危険度マップ）	32

第1章 計画の概要

1 目的

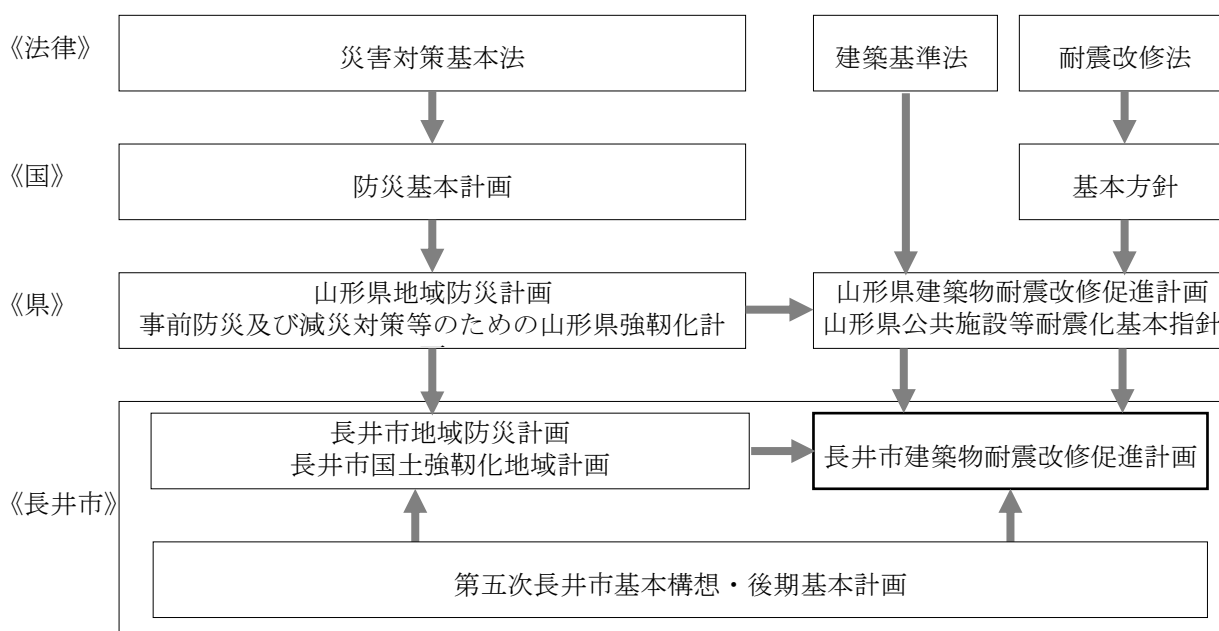
長井市建築物耐震改修促進計画（以下「計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強いまちづくりを実現するため、防災上重要な建築物や住宅の耐震診断・耐震改修の目標、目標達成のための施策、地震に対する安全性向上のための知識の普及・啓発の方法等を検討し、耐震診断・耐震改修を計画的かつ重点的に推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日、法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）の第6条第1項及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月26日、国土交通省告示第184号）（以下「基本方針」という。）に基づくとともに、「山形県建築物耐震改修促進計画」（令和3年3月改訂）及び「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成17年3月）に則り、策定するものである。

また、本計画は、「山形県地域防災計画（震災対策編）」（平成31年2月改訂）、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和2年7月改訂）並びに「長井市地域防災計画」（令和3年3月改訂）、「長井市国土強靱化地域計画」（令和3年3月策定）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

さらに、本計画は、第五次長井市基本構想・後期基本計画における将来像「みんなで創るしあわせに暮らせるまち 長井」を実現するための個別計画でもある。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

第2章 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害状況

(1) 山形県における地震の規模、被害状況

山形県には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている（表－1）。

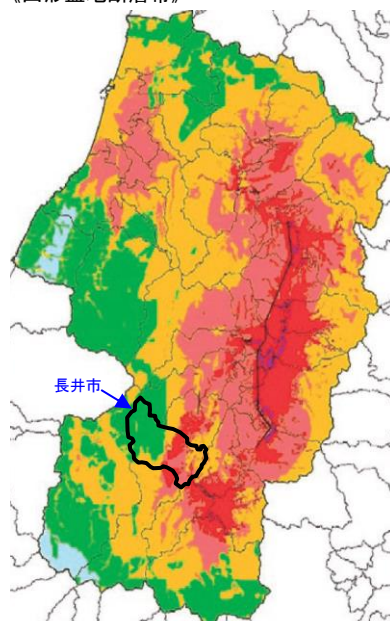
今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。また、隣接する宮城県沖地震（M7.6～8.0）

表－1 想定地震の長期評価

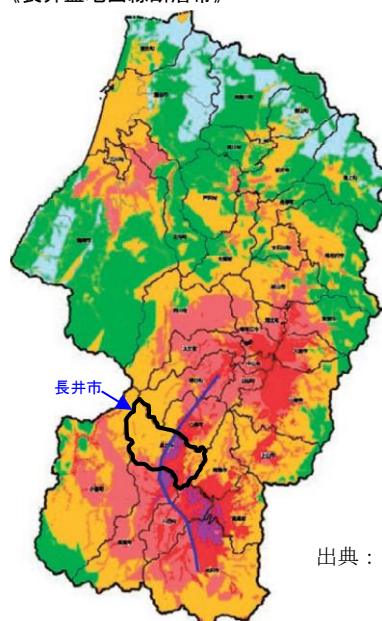
区分	震源		地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率
内 陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
		西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%
海溝型	日本海東縁部（山形県沖）		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%

出典：山形県建築物耐震改修促進計画（R3.3、山形県）

《山形盆地断層帯》



《長井盆地西縁断層帯》



凡 例

- ：震度3以下
- ：震度4
- ：震度5弱
- ：震度6弱
- ：震度6強
- ：震度7

出典：山形県の活断層
(H21.1、山形県総務部
危機管理室総合防災課)

図－1 主要な活断層と想定される震度

の今後 30 年以内の発生確率が 99%と高く、本県に与える影響も懸念される。

県内の 4 つの断層帯のうち本市に大きな被害をもたらすと予測されるのは、図－1 に示すように長井盆地西縁断層帯並びに本市の北東に位置する山形盆地断層帯である。とくに長井盆地西縁断層帯は、南北 51km に及びながら本市の中央部を縦貫している。

山形県による県内断層帯の被害想定調査結果は表－2 に示すとおりである。

長井盆地西縁断層帯では、建物の全・半壊約 73,000 棟、死者 1,706 人、負傷者約 16,000 人、建物被害による避難者が約 79,000 人と見込まれている。また、被害想定が県内最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯では、県内全域で被害が予想されており、建物の全・半壊約 89,000 棟、死者 2,114 人、負傷者約 22,000 人、建物被害による避難者が約 95,000 人と見込まれている。

表－2 県内断層帯の被害想定調査結果(発生ケースは冬季の早朝を想定)

断層名	山形盆地 断 層 帯	長井盆地西縁 断 層 帯	庄内平野東縁 断 層 帯	新庄盆地 断 層 帯
公表年月日	平成 14 年 12 月	平成 18 年 6 月	平成 18 年 6 月	平成 10 年 3 月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792 棟	22,475 棟	10,781 棟	1,295 棟
建物半壊	54,397 棟	50,926 棟	23,618 棟	5,432 棟
死 者	2,114 人	1,706 人	915 人	110 人
負 傷 者	21,887 人	16,405 人	9,694 人	2,585 人
避 難 者	94,688 人	78,849 人	41,044 人	7,776 人

出典：山形県建築物耐震改修促進計画（R3.3、山形県）

（２）長井市の被害想定

山形県では「山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内東縁断層帯～調査報告書」（山形県、平成 18 年 3 月）により、県内市町村の被害想定結果を公表している。

本資料に記載された長井盆地西縁断層帯による長井市の被害想定結果は、表－3（1）～（3）に示すとおりである。

表－3(1) 長井市の建物被害想定結果(長井盆地西縁断層帯)

建物総数	夏 季			冬 季		
	全壊棟数	全壊率 (%)	半壊棟数	全壊棟数	全壊率 (%)	半壊棟数
18,693	1,806	9.7	3,294	2,051	11.0	3,740

出典：山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内東縁断層帯～調査報告書（H18.3、山形県）

表－3(2) 長井市の人的被害想定結果(長井盆地西縁断層帯)

昼間人口	夜間人口	夏季昼間		冬季早朝		冬季夕方	
		死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者
32,197	32,064	48	614	116	1,107	66	760

出典：山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内東縁断層帯～調査報告書（H18.3、山形県）

表－３(３) 長井市の避難者数想定結果(長井盆地西縁断層帯)

昼間人口	夜間人口	昼 間		夜 間	
		避難者数	避難率 (%)	避難者数	避難率 (%)
32, 197	32, 064	3, 084	9. 6	3, 390	10. 6

出典：山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内東縁断層帯～調査報告書（H18. 3、山形県）

２ 耐震化の現状と課題

(１) 住 宅

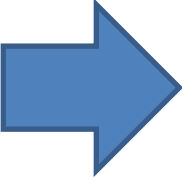
① 耐震性の不足する住宅の現状

表－４に住宅・土地統計調査（総務省統計局）の結果から推計した住宅の耐震化率の推移を示す。

住宅の耐震化率は、平成 26 年から平成 30 年までの 4 年間で 60. 7%から 81. 7%となっている。

旧耐震性基準により建てられ耐震性の不足しているものが多い昭和 55 年以前の建築については、約 2 千棟が減少し、そのほとんどが耐震性不足の住宅であることから、耐震化の大部分が、耐震性不足の住宅の解体又は建て替えによって進んでいると推定することができる。

表－４ 住宅の耐震化率の推移

		平成 26 年		平成 30 年
住宅総数		9, 486		9, 240
昭和 56 年以降に建築		4, 081		6, 105
昭和 55 年以前に建築		5, 405		3, 145
	うち、耐震性あり	1, 675		1, 448
	うち、耐震性不足	3, 730		1, 697
耐震化率		60. 7%		81. 7%

注) 「H26 固定資産データ調査」、「H30 住宅・土地統計調査」の結果を加工して作成

② 建て方別耐震化の状況

表－５に平成 30 年住宅・土地統計調査（平成 30 年 10 月 1 日現在、総務省統計局）の結果を示す。

県の耐震性割合を用いると、昭和 55 年以前に建築された住宅 3, 145 戸のうち 1, 448 戸に耐震性が有ると推定することができ、昭和 55 年以前に建築された戸建住宅については、2, 947 戸のうち 1, 287 戸に耐震性があると推定することができる。

住宅全体の耐震化率は 81. 7%となり、共同住宅の耐震化率 98. 3%と比較し、戸建住宅の耐震化率が 78. 4%にとどまっていることから、戸建住宅の耐震化を進めていき住宅全体の耐震化率を上げていく必要がある。

表－5 平成 30 年住宅・土地統計調査結果

区分	総戸数	昭和 56 年以降 の住宅	昭和 55 年以前		耐震化率
			の住宅	うち耐震性有	
住宅全体	9,240	6,105	3,145	1,448	81.7%
戸建住宅	7,690	4,743	2,947	1,287	78.4%
共同住宅	1,550	1,362	198	161	98.3%

注) ・「平成 30 年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計)を加工して作成
・建築年代不詳戸数は、昭和 55 年以前と昭和 56 以降との割合で按分
・耐震性割合と改修済割合は、県の推計値を引用
・共同住宅は、戸建て以外の共同住宅、長屋建て、その他

③ 住宅の改修等に対する経済的負担

耐震性の不足しているものが多い昭和 55 年以前に建てられた住宅に住む世帯のうち、家計を支える者の年齢が 55 歳以上の割合は全体の 8 割を超えており、65 歳以上の割合は 6 割近くなっている。

県はこの状況から、耐震性向上が必要な住宅ほど、そこに居住する世帯の経済的負担が重くなると想定している。

築 40 年以上の古い家を改修する費用負担は大きく耐震化は難しいと考えられるため、部分補強等による減災対策が必要となる。

(参考 1) 県内の耐震改修に要した費用の平均：約 260 万円
(H29～R1 耐震改修補助実績値)

(参考 2) 耐震改修の予定がない世帯における耐震改修をしない理由

- ・費用負担が大きいから (74.4%)
- ・古い家にお金をかけたくないから (44%)

出典：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」
(令和元年 10 月～11 月実施、全国調査)

(2) 公共建築物

① 耐震診断義務付け対象建築物

本市の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況は、表－6 に示すとおりである。

耐震化はほぼ完了しており、耐震性が無いとされている公立置賜病院診療管理棟に関しても、取り壊し予定のため、耐震化への計画は進んでいる。

表－6 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況(令和2年4月1日時点)

用途		建築物の名称	耐震性の有無	区分
公共建築物	庁舎等	長井市役所 本庁舎	○	要安全確認計画記載建築物
	病院	公立置賜長井病院 一般病棟	○	要緊急安全確認大規模建築物
	病院	公立置賜長井病院 診療管理棟	×	要緊急安全確認大規模建築物

※耐震診断義務付け対象建築物とは、耐震改修促進法第7条及び法附則第3条第1項に基づき耐震診断が義務付けられた建築物であり、民間建築物を含み、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等。

② 防災拠点となる公共施設等

防災拠点となる公共施設等の耐震化率は表－7 に示すとおりである。

公共建築物のうち、本市が所有又は管理する防災拠点施設等の耐震化率は90.2%であり、文教施設や公民館等などが最も高く100.0%、そのほか社会福祉施設が83.3%、庁舎が60.0%、診療施設が50.0%となっている。

ほとんどの施設において耐震化は完了しているが、今後は社会福祉施設、庁舎及び診療施設について耐震化を進めていく必要がある。

表－7 防災拠点となる公共施設等(平成31年3月31日時点、総務省消防庁調査)

区分	対象	耐震性有	耐震化率
社会福祉施設	6	5	83.3%
文教施設	31	31	100.0%
庁舎	5	3	60.0%
公民館等	7	7	100.0%
体育館	2	2	100.0%
診療施設	6	3	50.0%
消防署等	3	3	100.0%
その他	1	1	100.0%
合計	61	55	90.2%

③ 公営住宅等

本市が所有する公営住宅の耐震化率は 100.0%となっており、耐震化が完了している。

表－8 公営住宅等(令和 2 年 3 月 31 日時点)

	管理戸数	耐震性有	耐震化率
公営住宅	140	140	100.0%

※管理戸数は、除却予定が明らかなものを除く。

3 耐震化率の目標

本市の住宅・建築物の耐震化は、想定されている県内 4 断層帯及び宮城県沖地震、とりわけ長井盆地西縁断層帯並びに山形盆地断層帯の被害想定を勘案すると、地震被害の減災対策として極めて重要である。

したがって、本市の耐震化率目標は、国の基本方針による耐震化率目標及び県の計画目標と同じとする。

また、公共建築物の耐震化率目標は、市民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要性があるため、概ね耐震化の完了を目指すものとする。

住宅

平成 30 年度耐震化率

81.7%

→

令和 12 年度耐震化率

90%

平成 30 年度耐震対策率

82.7%

→

令和 12 年度耐震対策率

95%

公共建築物

令和元年度耐震化率

90.2%

→

令和 7 年度耐震化率

概ね完了

(1) 住 宅

① 耐震化

令和 12 年度における耐震化率目標 90%に対して、現状は 81.7%である。

平成 30 年度時点で、「耐震性なし」の住宅総数は 1,687 戸であり、このうち 763 戸の耐震改修が必要となる。

令和 12 年度までの 12 年間で 763 戸の耐震化を実現するためには、64 戸/年の耐震化が必要になる。

全 住 宅		平成 30 年度		令和 12 年度
総 数		9,240 戸		9,240 戸
	うち耐震性あり	7,553 戸 (81.7%)		8,316 戸 (90.0%)
	うち耐震性なし	1,687 戸 (18.3%)		924 戸 (10.0%)

全住宅【耐震化必要戸数：1,687－924＝763】

図－2 耐震化必要戸数の状況

② 減災対策を含む耐震対策化

令和 12 年度における耐震化に減災対策を含めた耐震対策率の目標が 95%であるのに対し、現状は 82.7%である。

平成 30 年度時点で、「耐震性・減災対策なし」の住宅総数は 1,597 戸であり、このうち 1,135 戸の耐震対策が必要となる。

令和 12 年度までの 12 年間で 1,135 戸の耐震対策化を実現するためには、95 戸/年の耐震対策化が必要になる。

全 住 宅		平成 30 年度		令和 12 年度
総 数		9,240 戸		9,240 戸
	うち耐震性・減災対策あり	7,643 戸 (82.7%)		8,778 戸 (95.0%)
	うち耐震性・減災対策なし	1,597 戸 (17.3%)		462 戸 (5.0%)

全住宅【耐震対策化必要戸数：1,597－462＝1,135】

図－3 耐震対策化必要戸数の状況

(2) 公共建築物

① 耐震診断義務付け対象建築物

令和 7 年度における耐震化を概ね完了させる目標に対して、現状は 66.7%である。

令和元年度時点で、「耐震性なし」の棟数は 1 棟あり、令和 7 年度までに耐震化を完了させる必要がある。

耐震診断義務付け対象建築物		令和元年度		令和 7 年度
総 数		3 棟		3 棟
	うち耐震性あり	2 棟 (66.7%)		3 棟 (100.0%)
	うち耐震性なし	1 棟 (33.3%)		0 棟 (0.0%)

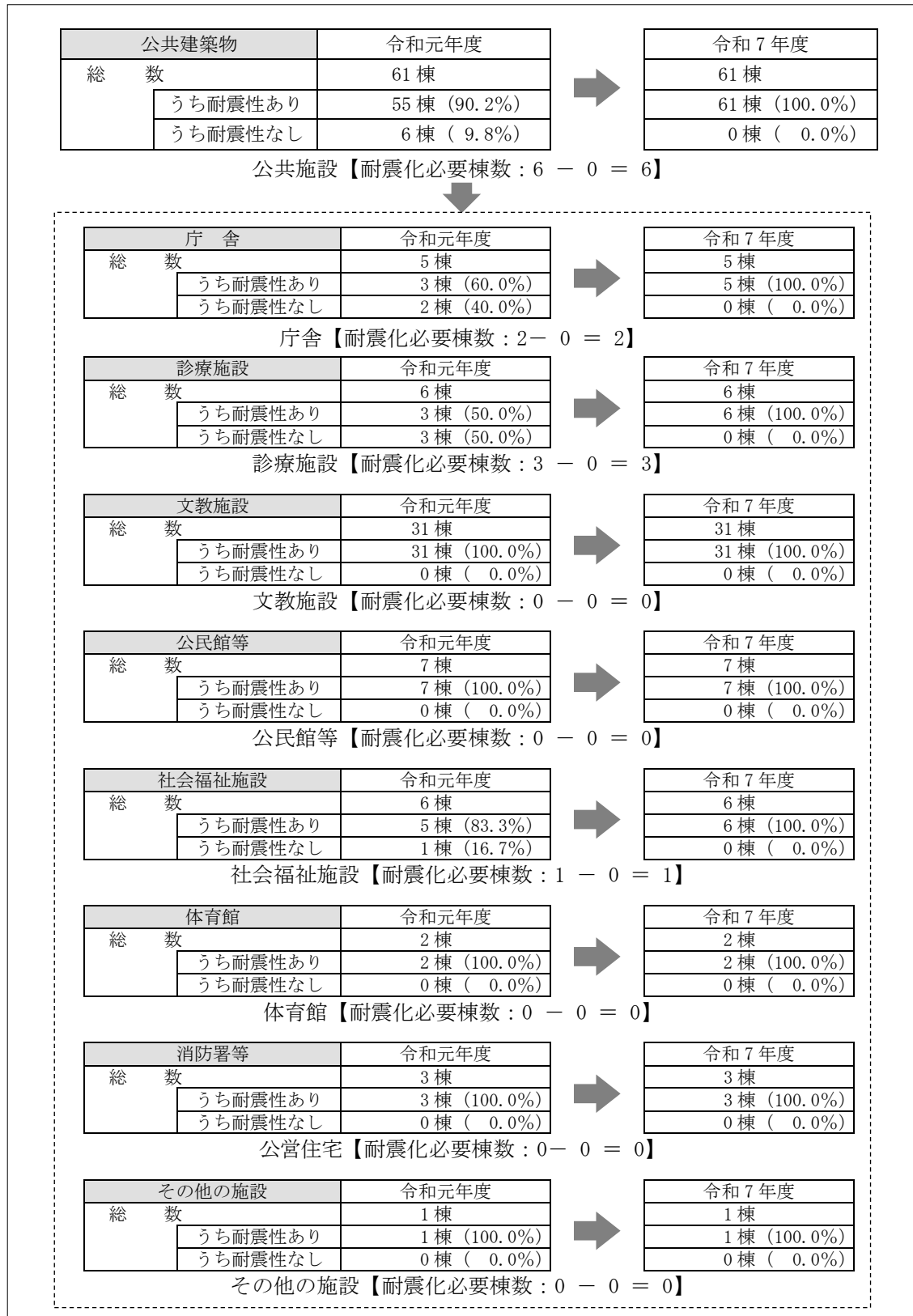
耐震診断義務付け対象建築物【耐震改修必要棟数：1－0＝1】

図－4 耐震化必要棟数の状況(耐震診断義務付け対象建築物)

② 防災拠点となる公共施設等

令和7年度における耐震化を概ね完了させる目標に対して、現状は90.2%である。

令和元年度時点で、「耐震性なし」の棟数は4棟あり、令和7年度までに耐震化を完了させる必要がある。



図－5 耐震化必要棟数の状況(公共建築物)

第3章 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

本市における住宅・建築物の耐震化を促進するにあたっては、市内の住宅・建築物の所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、市は、県及び建設関係団体等と共に、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じていくものとする。

市の公共建築物については、「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成17年3月）に基づき、耐震化を推進する。

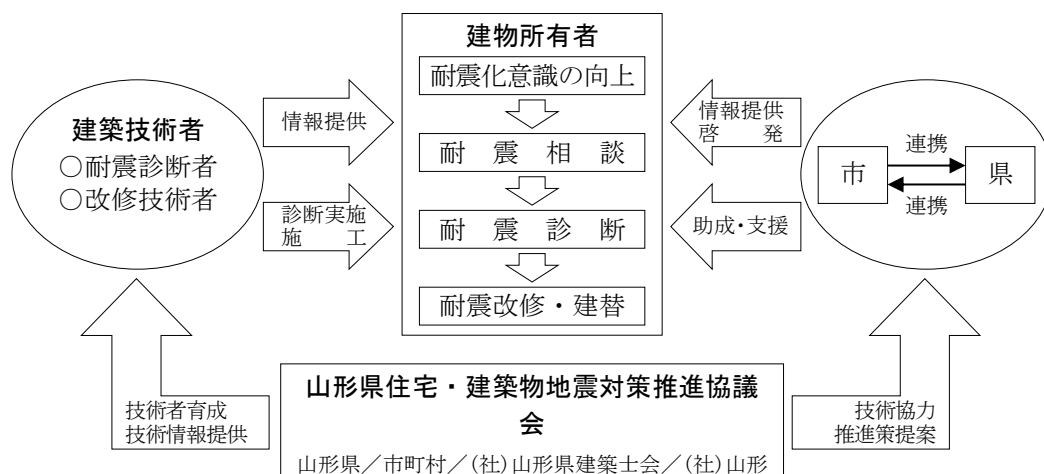
2 耐震化の促進を図るための支援策

市は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、県と協力・連携して、耐震診断・耐震改修事業を実施し、円滑な事業推進に努める。

- ① 市は、県と連携して、耐震相談窓口を設置する。
- ② 市は、市民に対し、耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を実施する。
- ③ 市は、住宅・建築物の所有者が求めるとき、市で認定した耐震診断士を派遣し、一般耐震診断を実施する。
- ④ 市は、県が各総合支庁の耐震相談窓口で実施している無料簡易耐震診断の周知を図り、市民の耐震化に関する意識啓発を推進する。
- ⑤ 市は、「住宅・建築物安全ストック形成事業」、「長井市住宅リフォーム補助金」等の活用・周知により、市内の住宅・建築物の耐震化の促進を図る。
- ⑥ 市は、スクールゾーン内等の危険ブロック設置箇所について、撤去の支援を実施し、危険の解消を図る。
- ⑦ 市は、災害時に防災活動の拠点となる施設や避難所、学校等の市有建築物の耐震化を計画的に実施する。
- ⑧ 県及び市町村と建築関係団体で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を活用し、住宅・建築物の耐震化を推進する。

3 改修実施への環境整備

市は、県と協力して、市民が安心して相談や診断・改修を依頼できるよう、建築士を対象とした診断及び改修設計技術の講習、改修事業者を対象とした講習会の開催を実施し、耐震改修の技術向上を図り、受講者の名簿を診断士登録や技術者紹介に活用できるよう環境整備を行う。



図－5 耐震化へのイメージ

4 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

(1) 家具等の転倒防止

市は、市民に対して、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用して、地震時における家具の転倒防止策の事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

(2) ブロック塀の倒壊防止

市は、スクールゾーンや避難場所、避難路等におけるブロック塀等の倒壊を防止するため、所有者に対して除却あるいは安全確保等について指導する。

5 地震時の通行を確保する道路

県は、地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう下記の道路を耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づく道路として指定を検討している。

① 緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）において指定する避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要な道路であり、主要な都市間及び他県、防災拠点を連絡する道路である。沿道の建築物の耐震化を図ることが必要とされている。

② 避難所に通ずる避難道路

市が地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる主たる道路とし、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路である。

市は、上記の道路の沿道において、倒壊の恐れのある建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第6条に基づき、耐震改修等の実施を誘導するとともに、市所有の建築物の耐震化に努める。

6 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を市民に伝えることにより、耐震化への意識を啓発することが重要である。

市は、県の山形県内4断層帯被害想定資料等を活用して地震ハザードマップ（揺れやすさマップおよび危険度マップ）を作成、公表し、市民に対して地震による危険性の周知に努めるとともに、必要に応じて更新を行う。

(2) 相談体制整備・情報提供の充実

市に耐震相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修についての情報を提供する。また、技術的な事項については、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会などの専門機関の相談窓口を紹介する。

(3) パンフレット作成・講習会開催

① パンフレット、ホームページ等の情報提供

市は、国や県、関係機関等が作成するパンフレットを活用して、市民の耐震化への意識向上を図るとともに、市においても市の実情に合ったパンフレットを作成するほか、広報誌やホームページにおいて住宅・建築物の耐震診断・改修に関する知識や情報を提供する。

また、市民が多数集まる公民館等に国や県、関係機関等が作成した耐震化促進ポスターを掲示し、パンフレット類も常備する。

② 講習会の開催

市は、建築関係団体等の協力を得て、住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会や耐震改修の工法や事例紹介等、技術者向けの講習会を開催する。

③ 建築物防災週間における取り組み

市は、建築物防災週間において耐震化の推進を集中的に図るとともに、地震時の窓ガラス等の落下を防止するための建築物の改修促進や、管理者等に対し、エレベーター内での閉じ込めを防止するための点検・改善の指導を図る。

(4) 自治会等との連携

市は、自治会等に対し、自主防災活動における一環として建築物等の耐震化を地域全体の問題として捉えるよう指導し、スクールゾーンや避難場所、避難路沿いの危険ブロック塀等撤去の取組について協力要請を行う。

また、市は、自治会等に対し、映像や模型を活用して耐震化の必要性を強く訴えるための耐震相談会を実施する。

7 その他関連施策の推進

(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働

市は、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会と協働して、市民に対し、耐震改修促進に向けた啓発、支援等を実施する。

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会

住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要性から、平成 19 年に県、市町村、(社)山形県建築士会、(社)山形県建築設計事務所協会、(社)山形県建設業協会をはじめとした関係団体等により設立された。

- 主な事業
- ・全市町村の耐震相談窓口、リフォーム相談窓口の設置
 - ・木造住宅の耐震診断・改修マニュアルの作成
 - ・耐震診断士・改修技術者養成講習会の開催
 - ・ハザードマップの検討
 - ・被災建築物の応急危険度判定士養成講習会の開催
 - ・応急仮設住宅建設予定地リストの作成
 - ・リフォーム研修会の開催

(2) その他

本計画は、耐震化の進捗状況に応じて、適宜点検、見直しを行う。